

姓氏録

河内國皇別、茨田宿禰、多朝臣同祖、彥八井耳命之後也、男野見宿禰仁德天皇御代造茨田堤、

此外日本後記、續日本後記、文德實錄、三代實錄、類聚國史等に茨田堤の名屢出で、何れも堤防の決潰と國人の被害と其救恤とを物語るものなり。茨田堤は時代により、多少の變更は免れざるべく、殊に仁德天皇の茨田堤と光仁桓武以後のそれとは、殆んど同一のものにあらざるべし。淀川は北河、又は山城川ともいふ。南河なる大和川に對しての名なり。此川八幡山崎の關門を出てたる後、枚方崎を過ぎて南曲し、水勢左岸を削りて溢るゝ事多く、又古來の大和川の流砂と出水とは淫雨に際して淀川の逸流を堰塞し、茨田堤之れがために決潰し、人民の被害と國帑の費する處甚大なり。嵯峨天皇が河内國稅分錢三百貫を此國に充て、三ヶ年を限り出舉して、其利により堤防の修築を行はしめらる。清和天皇檢河内國水害堤使を設け、尋いで築河内國堤使を命ぜられしは、茨田堤決潰より出でしものなり。而して此決潰の原因は大和川によりて災せらるゝ所多きが故に、清和天皇の貞觀十二年大和なる三歲ノ神、大和ノ神、廣瀬ノ神、龍田ノ神に奉幣して洪雨なからんことを祈りたりき。『三代實錄』今日淀川左岸に沿へる、木屋池其他は、いづれも、河趾湖なるべく、深野池、勿入淵の如きも此時代になりたりといふ。

文祿堤は文祿年間、豊臣秀吉の修築せしものにして、これにより、淀及伏見と大阪間の陸路を整理せるものなり。今の友呂岐より庭窪に至る堤防にして、河内志には其長さを二里となせり。

茨田眞手御宿址

門眞村

舊門眞三番字小路にあり。地積百五拾八坪。江家次第の齋主難波稔の路程に載せられたる、河内茨田眞手御宿所のありし所なりと傳ふるも、今は田圃となれり。

散木

思ひきや愛かりし潮を過し來て今日まで人にみえんものとは

村の北方に細屋の地名あり。今豊野村大字秦にある細屋神社の舊地なりといふ。細屋神社は延喜式に載せて、茨田郡にありとなす。秦も往古茨田郡に屬せし事あれば、其移轉の年月、考ふるに難し。(細屋神社參照)

茨田屯倉址

枚方町大字枚方

大字枚方なる藏の谷と稱する所にあり。枚方丘陵の一部が、水蝕によりて、灣形の小谷を作れる所にして、今は田圃及び宅地となる。仁德天皇の時設けられし茨田屯倉ツツクラは此地にありき。此地淀川の川邊にありて倉穀運輸の便多く、淀川汎濫による水害の患なき所なれば、特に此地を選びしなるべし。其後韓土西邊に事あるとき、宣化紀に見ゆる如く、輸送せしことありき。

古事記(仁德天皇の條)

役素人、作茨田堤及茨田三宅、

日本書紀(仁德天皇の條)

始立茨田屯倉、因定春米部

日本書紀(宣化天皇の條)

遣阿蘇仍君、運河内國茨田屯倉之穀於筑紫、

永井氏陣屋址

庭窪村大字佐太

大字佐太の北方にあり。東西三拾六間、南北三拾三間の陣屋址をとむ。貞享二年永井氏封を河北の地にうけ、こゝに陣屋を構へて、其治所となせり。本城は美濃國加納にありき。爾後久しく地方の治所たりしが、明治二年肥前守尙明

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟

封土を奉還してより、陣屋は除かれ今は民屋の宅地となれり。

久貝氏陣屋址

菅原村大字長尾

大字長尾の西南宇屋敷裏と稱する所にあり。宇治街道に沿ひたる南側、瑠璃光庵の東方、東西六十間、南北三十間の長方形の敷地を残せり。久貝氏の治所たりし所にして、現今は宅地及畑地となる。元禄二年久貝因幡守正方の初めて築きしもの、當時里人これを長尾御役所と稱し、陣屋には御殿、代官詰所、足輕屋敷等の建物ありしが、維新後上地して建造物も亦處置せられたり。

室池と氷室址

甲可村

清瀧山の東南、飯盛の東北、山岳の重疊せる谿間にあり。
延喜式主水司の條に

凡運水駄者、以脩丁充之、(中略)

河内國讃良郡一所、四丁輪一駄、

とあるは、此所より産出せし水を、谿間に貯藏し、夏時京師に運搬して上納せるを記せるものにして、又朝野群載に載せたる康和三年正月廿一日の主水司氷解文中に

注進室々供御御目録事云々、

河内國讃良郡北御室三合(中略)右注進如件、

とあるも、此所の氷室をいへるものなり。此地山谷谿流の僻地にして、湧水清澄、地高く氣温亦低ければ、天然水の貯藏には、極めて好適なりき。今も其南隣四條村大字龍間には、天然水の製作行はる。

室池は此谿間を堰塞し、下流諸部落の灌漑用に貯水池を作りたるものにして、室池の名は、氷室に因みて名づけられしものなり。附屬池に中ヶ池、砂溜池あり。

其東方新室池あり、廣さ七町壹反歩餘。前記の溜池のみにては、尙、旱害の除かれざるものありしが、安政五年、社屋上村専右衛門、田中半右衛門、其他年寄有志等が萬難を排し、東方田原に流るゝ谿流を堰塞して作れるものにして、現今其余澤を蒙るもの多し。室池と共に冬期の鴨獵に有名なり。

氷室址

磐船村大字傍示

傍示の東北山間にあり。遺跡見るべきものなく、今は蓮華寺の山號氷室山に名を残すのみ。此氷室は、氷室村にあるそれと共に、日本後紀所載の氷室ありし所と傳へらる。

氷室址

氷室村

一は大字杉の南部にあり。字名下の谷といふ、左右斷崖をなして北に向ひ、古より里俗氷室谷と稱す。

一は大字尊延寺の西部山間、室谷と稱する所にあるも、今は耕地となりて其遺址を認め難し。

日本後紀

(淳和天皇大長八年) 八月乙酉山城、河内國各加置氷水三宇、供御闕乏也、

とあり。氷室の址と稱するは、本郡内に甲可村大字南野空池の地と、他に磐船村傍示の地と二ヶ所あり。氷室三字の加置は何れを指せるか詳ならず。

船 橋

樟葉村大字船橋

現今京阪電車の通ずる枚方以東、樟葉停留所以西、線路兩側の平坦なる沖積土の平地は、淀川の自然河床に屬する地域たりしことは、牧野村なる上島、下島、磯島、渚等の地名の存するによりて知るを得べく、人文次第に進みて淀川の築堤となり、今の平野と村落とを作るに至れり。而して淀川左岸の築堤が、枚方丘陵に逼れたるを以て、牧野樟葉兩村に亘れる低地は、排水の便少なく、殊に天の川の水流が本流淀川との連絡今日の如くなかりし頃は、今日の平地は殆んど蘆荻の茂生せる沼澤の感ありて、秋冬の頃鴻雁群集して、丘上の雉と共に、交野の御狩場を作りたりき。されば陸上交通路の如きも、今日の如く平地を河に沿ひて直通することなく、丘陵上を、禁野より小倉、宇山、船橋を経て樟葉に通ぜしものなり。就中宇山より樟葉に至る間は迂回路たりしを以て、舟にて渡るもの多く、交野行幸の時には船橋を架せしを以て、遂に其村名となりたるなりと。

歌 枕

光

俊

これやこの空にはあらぬ天の川

交野へ行けばわたる船橋

久 須 婆 渡

樟葉村大字楠葉

大字楠葉字對馬野にあり。對岸攝津國三島郡島本村大字高濱に至る淀川渡船場にして、我國渡船場としては、古くより存し、古來交通の要路なりき。記紀崇神天皇の條に見ゆる屎禪の地も、恐らく此所なるべしといへども、詳にするを得ず。崇神天皇の時、皇庶兄なる建波邇安彦命反意ありて、大彦命之れを天皇に告げしかば、官軍これを誅せんし、反軍をこゝに追ひ來りし時、賊窮迫して禪に屎せしかば、これより屎禪といひ遂に久須婆とよぶに至れりといふ。

古事記 崇神天皇の條

於是國夫玖命禪矢者、即射建波邇安王而死、故其軍悉破而逃散、爾追迫其逃軍、到久須婆之度時、皆被迫害而屎出懸於禪、故號其地屎禪、今者謂久須婆、又遮其逃軍以斬者、如鶴浮於河、故號其河謂鶴河也、

(鶴川は楠葉の西方にして、少しく淀川の下流にあり、鶴山の地今も存す)

日本書紀 崇神天皇の條

武埴安彦先射彦國葺不得中、後彦國葺射埴安彦中宵而殺焉、其軍衆脅退、即追迫於河北而斬首半、屍骨多溢故號其所曰羽振苑、亦其卒怖走屎漏十禪、乃脫甲而逃之、知不得免叩頭曰、我君、故時人號其脫甲處曰伽和羅、禪屎處曰屎禪、今謂樟葉訛也、又號叩頭之處曰我君叩頭此云龜孫

(嘉禎四年の上棟文中、楠葉の十二部の内に河原の部落を載せたり、前記の伽和羅なるべし)

又古事記安康天皇の條に、富計、袁計(後の仁賢、顯宗二天皇)の二王子が、久須婆の河に逃れて、難を針間播磨に避けられしことあり。

於是市邊之王子等富計、袁計王、聞此亂而逃去、故到山代刈山井、食御糧之時、而黥老人來、奮其糧、爾二王言不惜糧、然汝者誰人、答曰我山代之猪甘也、故逃玖須婆之河、至針間云々、

深 野 池 址

四條村大字深野

四條村大字深野南より深野北を経て寢屋川村大字河北に至り、西は住道村大字三箇を限として今日見る坦々たる沃野は、これ舊深野池の址なり。此池は古來今の中河内に存したる目下の入江と水勢相通じ、上古にありては一帶の水澤なりき。河内は一見坦々たる平野の觀をなせども、地壘山脉に屬せる金剛山脉に沿へる部分は、南河内より北河内に亘りて地帯構造線を造り、これに並行して、著しからざる一條の陥没地溝を形成す。深野池は、此地構帯の北部に屬せる

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟

所にして、上古大和盆地の水を集めたる大和川の水が國分の峡谷を破りて放流し、南河内郡石川の溪水と共に相合して此地溝帯を北に溢流し來り、上流地方の浸蝕されたる砂礫はこれに運搬せられて河内平野に沈積されしもの蓋し多大なるべし。而して一方北河内の低部地方は、淀川の北より南に其營力を逞しうせる地域にして、南北兩水の力の合する内部に深野池の蓄水をなしたるものにして、恰も山城北部の水が木津川と合する内部に巨椋池の蓄水を湛へたるが如くなるべし。今日河内の地圖を細見すれば、東高野街道の西に沿へる中河内の地方が、殆んど一の聚落を見ざる如きは、人文史上特に注意を要すべき所となす。其後大和川は次第に河道を西に變へ、柏原附近より八尾稻田放出を経て城北片町に至り終て淀川と合するに至れり。而して一方大和川上流より來れる砂礫は、累年河道に沈積して其河床次第に高く、大和川右岸の水は出口を失ひて放流を防げられ、北河内南都なる勿人（内助）、千町、深野等の沼池は面積増大し、洪雨ある毎に所謂内水による災害少なからざりき。實記勘録西大寺流記資帳に

一卷獻入、莊家並葦原、在河内國更占郡渚濱、

とあるは、更占は讚良郡にして、渚濱葦原は往時深野池水邊蘆荻の叢生せし所を指せるものなり。尙貝原益軒翁の諸州めぐり元祿二年二月の條に、

ふかうの池は深野池とかくといふ、本名は茨田の池といふ、池の廣さ東西一里南北二里、所により東西半里許有、湖に似たり、其中に島あり、三ヶ云村有、故に此池を三ヶ沖のともいふ、三ヶの島に漁家七八十戸あり、田畠も有、此島南北廿町東西五六町有といふ、此池に鯉、鮒、鮠、はす、わたか、ゑび、鰻、つがに等多し、漁舟多し、日々舟に乗りて漁し魚を大阪に賣る、又蓮多し實茨多し葦多し、皆取用てたすけとす、殊に菱最も多し、是を探て飯にし饊にし粥にして糧とす、或は菓子にもす、又賣て資とす、菱を取る日は定日あり、里民云合せて群出、一人にて妄に取るを禁ず、菱に賦税はなし、又此島より漁人共舟にのり陸に渡りて田をも作るなり、翁の記する所、當年の深野池の面目躍如たり、此後幾程もなく開墾せられたれば、此池最後の状を記せるものと見るを

得べし。尙池水の面積は大和川河道の高低と密接の關係深ければ、河道の高からざりし時代には面積小なりしなるべく、從て舊讚良郡の地積は時代によりて廣狹ありき。

延寶六年大和川違願書を見れば、大和川の改修がいかに此地方の開発と深き關係を有するかを知るを得べし。

左にこれを抄録せん、

八上氏所藏文書

乍恐書立テ以テ差出申訴訟の事

一、攝州（註舊東成）河州兩國共に度々洪水にて御藏入並に御給所大分御損失被遊、殊に百姓中は悉く及餓死難義仕候義、大和川より洪水毎に砂押流、只今は本田より川の地形迄殊の外高く罷成、少しの水にも水損に逢ひ迷惑仕候御事（以下略）

一、乍恐御見分之上右之通に被爲仰付候へは、從御公儀様御金少しも不申請、乍憚自分の入目を以て川違新川堀普請仕立差上可申候、然は國分村より二筋の大和川趾並に狗堤下深野池内助ヶ淵彼是にて御新田壹萬石餘程出來可仕と奉存候、此内貳千石程は右新鋪潰れ申替地に遣し候云々、

延寶の頃は和川河床の堆積愈高く、攝河の被害益々大となり。終に幕府に於ても新井白石の建言となり、河村瑞軒の細密なる視察となり、民間の有志亦頗る活動して、河道を中河内より堺に通ずる改修の工事は、其功を見るに至れり。かくて深野は干澤となりたる後、寶永元年京都東本願寺光性は地代金壹萬六兩を幕府に納め、本地を開墾して深野新田と稱し、大阪難波坊舎の祠堂田となす。寶永五年、代官萬年長十郎櫻井孫兵衛、雨宮新九郎雨宮源次郎の檢地を受け、これを深野南新田、深野北新田となす。後本願寺は此地を大阪市人に賣却し、爾來轉々して今日の所有者のものとなれり。而して深野池の一部たりし現今の寢屋川村大字河北は、寶永年間河内屋源七の開墾せる所、住道村大字三箇なる横山新田並に尼崎新田亦寶永二年の開墾にして、横山新田は三箇の住人横山新左衛門なる幕府の許可を得て開墾せし

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟

ものなり。府立四條畷中學校並に甲可村大字^{シトミヤ}菰屋には、舊讃良郡の古圖を藏し、舊深野池開發の年代と廣袤とを知るに便なり。尙本願寺が開墾したりし當時附近の農民は經費の一部を負擔せしにより、小作人は地主に對して永小作權を有したりきといふ。

八、古邸宅址

秦行綱宅址

豊野村大字秦

秦の南方太秦に近く小溪をなし、竹林繁茂す、^カ猷刀谷といひここに古井あり、此附近一に鍛冶屋垣内といふ。古井の後方一帯の地は、今は秦氏の孫たる築山氏の宅地となれり。行綱の宅址は、即ちこたなりと傳ふ。河内誌に「鍛匠秦行綱宅跡在秦村、相傳、後鳥羽上皇徵諸州名匠使造刀鋒、是其一也、秦包平、秦有成、亦出于此」とあり。河内名所記にも「此秦村に芳名鍛治あり、後鳥羽院御宇大月詰番の鍛治行綱勅劍を打上奉る、御所より出る人也、」と記せり。

古井は方六尺餘、普通圓形のものと同なり、悉く自然石、五輪塔石を以て疊めるものにして、築山氏の先代は酒造に専ら此泉を用ひたり。現今上部數尺を圓形瓦積となし、附近住民の飲用水として用ひらる。秦行綱は此井の水を鍛刀の時用ひしなりと。後鳥羽上皇討幕の御企てあつて諸國名鍛治を用ひられし事、史上明かなる事實なるが、此地に承久の變に關係ありしことは、藤原秀康が讃良より出て上皇に忠勤せしこと、共に、注意を要すべき史蹟なり。現今此地に梶の姓を附する數家あり、鍛治より出でたる姓なりと云ふ。

禁裏鑄物師宅址

枚方町大字枚方

大字枚方上の町なる田中幸次郎家は、通稱金産又はふきやと稱す。其祖先は、元明天皇の和銅年間より、鍋釜の鑄造を業とし、我國通貨の初とも稱せらるる和銅開珍及萬年通寶は此所にて鑄造せられたりと傳ふ。近衛天皇の仁平年中禁裏御用の鐵燈籠（軒端に吊るす鑄物製の）を献上してより、藤原姓を賜はり、爾來數百年間、禁裏に在番せしが、慶長

年中、國內鑄物流布のため、在番を免ぜられたるも、御即位の大禮に際しては勿論、毎歳年頭及び八朔には此燈籠を献上するを例となしたりき。平素家業としては鍋、釜、犂鋤等を主なるものとし、時には梵鐘をも鑄造したりき。現に磐船村なる古刹獅子窟寺の梵鐘は、田中家の製作になりしものなり。尙同家には、四條天皇天福年間の藏人所牒其他の文書藏に禁裏鑄物師の旗印など所藏せり。

天福元年の御繪旨(御繪旨紙天地凡八寸二分五厘長凡三尺八寸天皇御朱印凡二寸八分角四ヶ所捺印)

藏人 所 牒

燈燔御作手鑄物師等所

應令早任代々御牒並將軍家下文關東下知等、停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人、諸社神人以下、諸市津關渡山川海泊津料關料市手山手率令例物以下煩、就中淀河所々關々大津關所等煩、全鐵器物賣買業、可令勤仕燈燔以下鐵器勅役間事、

使御藏民部大丞紀遠弘

右如斯勅役所被仰出也、諸國鑄物師全賣買業可令御公用勤仕、諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下、諸市津關渡山川海泊津料關料市手山手率令例物以下煩、次東西南北入相諸商賣不可有違亂妨、兼又海道邊鞭打三尺二寸者可爲馬物料若依愚路馬荷物落事在之爲地頭政所可令負送、猶於鑄物師中與自國他國相論者在之沒收所帶一門可令行死罪、宜承知勿違失、牒到准狀如件

昔天福元年十一月吉日

出納前加賀安倍朝臣

藏人中務丞菅原

別當

式部少丞左近衛將監源

勘解由次官藤原朝臣

右衛門 佐藤原朝臣

前記御牒に對する追認狀

天福御宇被下署藏人所御牒遂拜誦畢、無粉失令所持之處、宜備後代龜鑑、就中歷帶所職任舊規之旨不可有相違矣、

依先例之如件、

藏人方御藏刑小輔 (花押)

正徳四年午年十一月 日

河内國茨田郡枚方村

鑄物師二左衛門

寢屋長者古邸址

水本村大字寢屋

河内志に「長者故居一在寢屋村、俗稱はつかつ蒙盆女之宅址、」とあり。

口碑によると、宇萩原一圓及垣内の一部が、其邸址にて、東西拾貳町、南北四町あり。東西に大門あり。東門のありし所は、今門口と稱し、此所に掘を埋立てし跡あり。南に小山あり。今も小山と稱す。當時これを庭園内に見立て、中門の谷に欄干橋を架し、四季の眺を恣にしたりといふ。其他に的場の名を稱する所あり。弓場にして、其傍には蹴鞠の坪を設けしと云ふ。

延寶の頃には、邸址の松原尙存在せしものと見え、三田淨久の著せる河内鑑名所記には「寢屋村むかしの鉢かつぎのさうしにある長者は此の事なり、長者屋敷とて今に松原あり、」と記せり。

萬治二年八月江戸松會堂印版、寢屋長者鉢被記、並に出板せられたる繪入りはちかつぎ、及びはちかつぎ物語は、寢屋長者没落史を骨子としたるもの、小説にして、長者備中守藤原實高が好悪なる後妻淺路なるもの、言に惑ひて、先妻、

八、古邸宅址

の嫡女初瀬姫（即ち、鉢被姫）を虜遇し、之れより全く家産蕩盡されたるも、姫は大和國長谷觀音の佛力により、京なる山蔭中納言に救はれて、遂に其息の室となれりと云ふにあれど、史實詳ならず。

犬井甚兵衛宅址

川越村大字茄子作

犬井（又は乾）甚兵衛宅址は、大字茄子作の北方字北の垣内にあり。犬井氏は當地土井城主端野氏の家臣にして、元享元年十一月十七日、當村社杜鵑の松の畔にて、深江なる法明上人が、男山なる神人より天得如來の神寶を傳へられ、其夜犬井甚兵衛宅に宿りて授けられし本尊を安置せりと傳ふ。今本尊塚と稱せらるゝ長四間半、幅壹間餘、（地券面積十三歩）の地、安置したりし地點にして、犬井氏は、元弘建武の兵亂に亡びたれども、その地點のみ保存せられ、側に臺石、方二尺五寸、高八寸、碑石、高五尺、巾一尺五寸餘の記念塔あり。永正三年十一月の建碑にして、

維此荒墟、屬子茄作之地焉、而呼曰犬井衛頭、相傳、犬井氏之攸宅（以下略）、と鐫せり。永年の風化に文字頗る讀み難き所あり、毎年十一月十七日には攝津平野なる本山大念佛寺より行はるゝ末寺回在を兼ね、此碑前に來りて回向するを例とし今日に及べり。

百濟王氏宅址

山田村大字中宮

大字中宮村落は其宅址なりと傳ふ。今尙溝渠を三面に繞らして別に一廓をなし、其出入口に當れる所には、東の口、南の口、北の口等の名を残し、一三三の礎石存す。百濟王氏は姓氏錄右京蕃別の條にいへる如く、百濟兼慈王より出づ。推古天皇の世、阿佐太子來朝し邸を交野に賜ひたるは即ち此所にして、桓武天皇交野行幸に際し、延暦二年、利善、武鏡、元徳、玄鏡、明信、眞善は各叙位せられ、其後屬物を賜ひ位を授けらる。延暦六年及同十年、藤原繼繩の別業に行幸せられし時は、百濟王氏の一族百濟樂を奏せらるること、續日本紀に見えたり。百濟王氏が藤氏及廟堂との關係の深かりし

ことは、郊祀の處に説きたれば、こゝに略せり。尙此地を以て交野行宮の遺址なりと傳ふる人あり。

甲斐田長者宅址

山田村大字甲斐田

甲斐田長者の傳説は、府下豊能郡豊津村大字垂水の雉子噉に傳えるそれと全一説にして、古來有名なれども、事實年代等固より明ならず。現今此村落中央にある竹箴を以て宅址なりと云ふも據る所なし。

河内志

左甲斐田村、俗傳昔構長柄橋有吏座多言爲河伯贊、其女稍長嫁長者家、其母戒之曰、汝父無咎多言是罪、汝守口如瓶、女往于家不言閨月舉家以爲噎、將之去夫遠送于野、偶有雉鳴射而之護之、婦人微吟曰、爲不言、父者長柄乃人柱、雉裳不鳴婆、見射猿物衰、夫美其守固援而歸家遂全階老

橘淨野隱居址

山田村大字中宮

大字中宮の西南字天日なる春日山の東南、花畑と稱する所それならんといふ。橘朝臣淨野は檀林太後の叔父にして橘清友の弟なり。性質素にして寡欲、交野に隱棲して仕進の意なし。天皇六年十二月八十歳にして卒す。（類聚國史）中宮の東北に姫塚と稱する小塚あり。三坪許の封土を残し、又村落の東北に河内志にもせたる宇久米塚あり。五六の老松其上に茂生す、今此字地を久部といふは、宇久部の轄訛ならん。

藤原繼繩別業址

樟葉村大字楠葉

桓武天皇延暦年間、從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原繼繩の別業を營みし所は、字南村の垣内と稱する處にあり。今も「けいじやう」屋敷と稱し、此等の舊家たる今中氏の居宅地となりて残り。大字楠葉の南方に字名を藤

八、古邸宅址

原と呼ぶ所數百歩あり。これも別業に因める地なるべきか。別業のありし當時には、桓武天皇交野行幸の際、屢此別業を行宮となし給ひしこと見えたり。繼繩は藤原不比等の曾孫にして豊成の子、續日本紀の撰者として才學共に秀で、征東に功あり。延暦十五年、七十才の高齡を以て逝けり。右大臣に拜せられたれば、桃園右大臣の名あり。從一位を賜る。桓武天皇の生母高野氏は交野なる百濟王氏の出にして、繼繩の配明信女亦百濟王氏なりければ、其別業を以て行宮となし給ひ、且つ百濟王氏をこゝに召し給ひし事偶然にあらざるを知るべし。交野神社所藏棟札に、嘉禎四年二月、及應永八年一月全社修繕の際、藤原政繼、同定繼なる者の記せられたるは、當時繼繩の末裔が此地に居住せしにあらざるか。

續日本紀

桓武天皇延暦六年八月甲辰、行幸高橋津、還過大納言從二位藤原朝臣繼繩第、授其室正四位上、百濟王明信從三位、冬十月丙申行幸交野、放鷹遊獵、大納言從二位藤原繼繩別業爲行宮矣、巳亥、主人率百濟王等奏種々樂、是日還宮、延暦十年冬十月丁酉、行幸交野、放鷹遊獵、以右大臣別業爲行宮、巳亥、右大臣率百濟王等奏百濟樂、庚子、車駕還宮

日本後記

桓武天皇延暦十二年十一月乙酉、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣楷衣、同十四年冬十月甲子朔巳卯、幸于交野、江右大臣藤原繼繩別業、爲行宮、乙酉、車駕還宮、

九、石器時代遺蹟地

太畑石器時代遺蹟地

豊野村大字太秦

字太畑にあり、トノ山古墳の東北約二十間にして、全村東澤氏の所有地なり、甘薯及大根を栽培す。面積約五畝歩、耕地土層の間より著しく、石器の破片を出す。最近の發見にして、既に夥しく拾得せられたり、破片の石質は、黒色をおびたる堅緻なる、硅質粘板岩にして、石材は三島郡五領村附近より出でたるものなるべし。拾得せられたるものは、石簇の不完全なるもの、石斧の未成品等種々なる破片にして、此外彌生式土器の破片とも見るべき土器片を拾得したるものもあり、而して此附近には、此地を除きて他にかゝるもの出づる所、絶えてあることなし。これこの地を石器製作の遺蹟ならんと推定しうべく考古學上貴重なる参考資料を提供せるにはあらざるか。保存の必要充分なれども、實行上極めて困難なり。尙此地附近に散見する石器時代の土器の破片より見れば、堅穴の跡あるべきも、耕地となりたれば發見するに難し。

藤田山石器時代遺蹟地

川越村大字村野

大字茄子作の北方、村野の中の藤田山にあり。枚方丘陵の一部にして、天の川の河谷平野に望める丘陵性臺地をなせる所、石器時代彌生式土器の出土多くして、山田村なる横ヶ原の如く、貴重なる資料を残す。

横ヶ原石器時代遺蹟地

山田村大字田口

九、石器時代遺蹟地

大字田口の出屋より菅原村大字長尾に通ずる途上、山田村より菅原村に亘りて第三紀層水成層の臺地あつて、松樹雜木茂生して所々畑地となれり、字名を横ヶ原といふ。林中の所々に深さ淺きは二尺、深きもの數尺、何れも堆土を以て埋められ、一見判明せざれども、堅穴の各所に散せるを見る。一部斷崖に望めるもの如きは、恰も包含層の如き觀あり。孔中埋藏せらるゝもの、大部は彌生式石器時代の素焼土器にして、これ等發掘物を蒐集せる片山長三氏の所藏品につきて見るに、埴甕の各種、大小、多様な外、紋様も亦種々ありて、時に土器と共に、石簇石庖丁の類出土することあり、又地上各所に石簇及び石器製作の原料たる硅質粘板岩の破片の残されたるを見るを得。而して孔の最下部は何れも黒色を帯びて炭灰の層を存し、火食又は暖房なしたる跡を存す。かゝる諸點は石器時代の民族の居住せることを知る貴重なる資料にして、更に研究して保存するの要あるべし。

一〇、吉利支丹史蹟

三箇島に於ける天主教

住道村大字三箇

三好氏が飯盛を居城となしたりし頃、其一族中天主教に歸依するもの多く、飯盛の支城たりし三箇城の城主も、亦概ね三好の一族にして、西教を信奉し、其廢城に至る迄、城主以下其臣隸家庭住民等總て壯麗なりし三箇教會を中心として、其信仰を繼續せり。天主教大名 (The Christian Daimyos) に載する所によれば、西紀一五四六年京都にありし師父ヴィレラ (Vieira) に教を乞ひて西教徒となりしものあり。これ三好氏の一族にしてジェスイ特派の文書には往々キシカイドノ (Xicaitono) と稱すれども普通サンガドノ (Sangaitono) といふ。三箇殿は俗姓白井といひ、三好長慶が先きに居城せる飯盛の支配者にして、同時に長慶の秘書役なりき。且つ白井は、當時三箇島の領主たりしが故に白井といはんよりは寧ろ三箇殿の通稱を以て世に知られたり。三箇島は飯盛の城下河水の間に介在す。洗禮をうけたる後師父ヴィレラを飯盛に請じ、其長男並に六十人の武士と五百の臣隸とをして悉く西教徒たらしめ、更にヴィレラを三箇島に請じて島民の大部を改宗せしめたり。其數凡そ五千人、教名父はサンチエズ (Sanchez) 子はマンチオ (Mancio) 共に熱心なる西徒保護者となり、自費を以て壯大なる會堂を此島に建立せり。

當時京都に於ては、織田信長の上洛後、將軍義昭の勢愈微にして形勢日に非なりければ、織田氏の興隆を喜ばざる諸士を糾合して信長を除かんと企てたり。當時白井の宗家たる飯盛城主三好義繼 (長慶の養子) も亦信長の勢を忌みて義昭に黨しければ、西紀一千五百七十三年 (天正元年) 信長は義繼に戰を宣し、これを若江城に圍みて破り遂に自殺せしめたり、此時獨り三箇島の領主白井サンチエズは信長の寵によりて其所領を全うしたるのみならず、飯盛城主たること

も許されたり。然れども白井は三好一族の全滅せるを悲みて深く信長に含む所ありしが、義昭の此舉に與して叛逆を企てたり。信長これを探知し、其將佐久間信盛を飯盛に遣りて白井父子に自刃を命じたりしが、信盛の同情と救護によりて、父子共に命を全うし、父は和泉國長浦に退隱することゝなれり。次で明智光秀が信長を弑して反旗を擧ぐるや、河内半國を白井父子に與ふるを約して己が與黨とせしが、西紀一千五百八十三年(天正十年)六月光秀は秀吉のために山崎に敗れ、山城國青龍寺城より白井父子等腹心の部下數名と共に近江國阪本の居城に逃れんとしけるに、途中山城國小栗栖に死し、白井父子の望も絶えければ、父子は大和國郡山に逃がれて其領主筒井氏に寄せたり。然るに秀吉等捜査頗る嚴にして終に其索むる所となり、父子は斬られて、首級は本能寺のほとりに曝らされたり。此時三箇城の教會は、附近佛教徒の掠奪を蒙り、其災害少からざりしが、幸にして三箇城主の後繼者には西教徒たるジョン、ジュイイチ(John Jichin)なるもの秀吉より任せられたり、かくて三箇島教會が一時其荒廢を免れ得たりしは、此領主の熱心なる保護に負ふ所少なからざりしが、小牧の役起るに及びて、ジュイイチは秀吉に屬し、八尾の領主にして西教徒たる池田丹後守と共に、そこに戦歿しければ、これより三箇城の廢滅と共に其教會もまた衰廢に歸したり。

教會のありし地點は今判明せざれども、舊三箇城の南方字大箇に在りしにあらざるか、今より廿數年前には此城屋敷附近に於てローマ字を刻せる石材並に圓形の墓碑めきたるもの散在せし由なるも、今は散逸して見る能はざるは頗る遺憾なり。

飯盛と天主教

甲可村

三好氏が飯盛の居城にありし頃、其一族及臣下には基督教を信奉するもの多く、西教史資料に屢記載さるゝ處なり。日本西教史

外國の教師を追放し、其等を奪ふはこれを聽許せり、然れども、これを殺すは許す能はず、然る所以は我(みよしだ

くさんどの)臣下の中に基督信者あり、故に彼等をして失望せしむるを以てなり。

此決議のほかに師父の耳に入りければ、これを寺中に集合する所の信者に報ずるに、こむさんしトムサンシなる者此事をき、うめらうめらこむさんしトムサンシ

信者を助けんと堺より來りていふに、追放(京都より)せらるゝを待つは不可なり、然れどもウイレラ師はトムサンシふると共に飯盛に退き、フロエー師は來日淺く未だ人に知られざるを以て、獨り京師に止まり、事の始末を見るべきこととに決定せり、云々

神壇の粧飾は、悉くこれを收めて、ウイレラ師の在す飯盛に持ち去らんとす、信女子あり、十五人或は二十人黨をなし、寺に入り、此景状を見て聲を發し、哀哭せり、(中略)フロエー氏これを聞き、相共に涕泣し、信者の錫福の詞を述べ、然る後ミヨシギザンドノの從臣及其他の信者と共に、師を擁護し飯盛に至れり、此地に於てウイレラ師を見るに、師は快々不豫の色ありき、云々

岡山古城とジエスイツト

甲可村大字岡山

村落の中央にある第三紀水成層の孤立せる丘陵の高地は忍ヶ岡にして、一に御勝山又は本丸と稱す。築城の起源等詳ならざるも、恐らくは三好長慶の飯盛に威ひし時、三箇田原の諸砦と共に、飯盛の支城として築きしものなるべし。英人ステューチェンの著せる「西教徒の大名」(M. Steichen: The Christian Daimyos)の記す所によれば、飯盛城主たりし三好義繼が信長に叛きて異志ありし時、信長は義繼を中河内なる若江城に圍みて自殺せしめ、西紀一千五百七十三年(天正元年)、若江城を其臣下にして西教徒なる八尾の大名池田丹後守に與へ、北河内なる岡山城をば西教信者なるジョルジ、オカヤマ (George Okayama) と呼べる領主に與へたり、ジョルジは自領及近郷のジエスト教徒に、數多の贈物を施與せしによりて、其名著はれたり。西紀一千五百七十七年(天正五年)昇天會の京都に行はれたる際、高槻、八尾、岡山等より信者の集まりしもの多く、又岡山には領主が出費を顧みずして、近郷教徒の大會合を行へりとい

ふ。

此城は何時廢滅に歸せしものか、分明ならざれども、三箇城の没落と相前後せしなるべく、其後城址は大坂夏陣に徳川秀忠の陣營となれり。現今社域及び耕地となり、其模等を窺ふに由なきも、階段状をなせる地形によりて、略其輪廓を考ふることを得。今日社殿の存する所を本丸といふもこれに因めるものなるべし。

一一、雜

清瀧瀑布

甲可村大字清瀧

清瀧峠の中途、大字清瀧字瀧ヶ谷にあり、清瀧山の南方字團子石と稱す所より西流して、花崗質の溪谷に急斜懸崖をなせり。往時、山腹に老松古杉鬱蒼たりし頃には、自らなる幽境をなしたりしも、今は、巨木伐採せられて、聊雅趣を損せり。水量多からざれども、浴するに適し、清冷夏尙寒く、且つ清瀧街道より南二町餘の所があれば、夏時の浴客には最も便り。上流團子石亦頗風色に富む。

鮎返瀧

里田村

高四尺、中五尺。磐船山より出づる天の川の支流、立川に落ちて本流に入る。花崗岩質の溪谷が甚だしき水蝕を受けて、瀑布となりしものにして、春期下流より上り來れる鮎魚が、こゝに踰躍するの故を以て、其名ありと云ふ。又昔時、夏期旱魃の際、獅子窟寺より賓頭盧尊の像を持ち來り、其顔面に白粉をぬりて、此瀧の上より釣り下けて、雨を祈りたる奇習存したりき。近年岩船街道の改修によりて、其面目を失ひたるは遺憾なり。

巖船及磐船明神

巖船村大字私部

天の川の上流、田原盆地より溢れ來る流水、花崗岩質の生駒山脈を侵蝕横斷して、こゝに一條の峽谷を作る。水勢の窮まる所、堅岩巨石を削磨して、自ら狹隘なる徑路をなし、其上流並に山腹より轉輾し來れる巨石は、こゝに滞留して

溪間に數多横はる。而して奔流其下をくゞりて、急湍となり瀑布となり、潺々轟々、附近樹林の紅緑と共に、詩趣禁ずべからざる遂境となれり。

磐船街道は、此溪澗を河内交野より大和に通ず。路傍の巨石高六丈長五丈其形船の如し。これ此地が岩船の稱ある所以なるべし。里民貴びて、住吉大明神となし、往古は、今の私部、星田、田原及び大和の田原の氏神となし、祭禮には、各神輿を捧けたり。其後も、毎年六月晦日には、村民相集まりて、身禊の祭事を行ひしが、今は全く此事なし。傍に、南面せる大石あり。佛像四躰と梵字とを刻す。蓋し巨石の船形なるにより、上筒男以下四海神を住吉明神として奉祀し、更に兩部思想によりて、四に神擬して四佛像を刻せしなるべし。尙路傍東西せる石に、不動尊像を刻み、其左に交野郡住吉大明神間（關？）白大藏坊、右に天文拾四年乙巳十二月吉日法印清忍、と彫られたり。大石の上面に、加藤肥後守の五大字と其紋所とを鑄す。口碑によれば、豊臣秀吉、大阪築城の際、諸候に命じて、巨石を阪城に輸さしめける時、清正これ運び去らんとせしも能はずして、今に残れるものなりと。恐らくは事實なるべし。西方山岳重巖の中に哮ヶ峰あり。舊事記掲ぐる所の傳説、即ち、饒速日命が、天津御祖の詔を稟けて、十種の神寶を授け、天磐船に乗りて、河内國河上哮ヶ峰に天降り給ふ云々とあるは、岩船の地形と、岩石の奇勝とより作られたる地名に起因せる牽強的傳説ならん。嘉禎年間の春日文書を見るに、今の磐船街道を上鳥見路かみどりみちとあり。上の鳥見路の意なり。鳥見は登美にして、今の富雄の地、長髓彦即ち登美彦の根據地なり。思ふに、長髓彦は、饒速日命を奉じて、早く既に富雄一帯の地より北倭の全部及び今日の北河内に勢を占め、此通路によりて、今の交野地方を統轄せしものなるべし。

誌州めぐり（元祿二年）貝原益軒

岩船とは、大磐方十間も有へし、長くして船の形にいたり、谷に横たはり、其外、家の如く、橋のごとく、或横はり、或側立てる大石多し、岩船石の南の面をけづり、住吉大明神の字を彫りつけて、簾布の戸帳をかけたなり、其南の大石には不動を彫付たり、六月晦日には、爰に參詣の人多しと云ふ、岩船の下を天の川流れ通る、奇境なり、凡大

石は、何れの地にも多けれど、かくの如く大石の多く一所に集れる處をいまだ見ず、

南山踏雲錄（文久三年）伴林六郎

籠 中日記

長月末つかた、志す要事有りて、南山を立出、潜に京に趣かんとて、二十四日黄昏、此二年ばかり、我住居し班鳩の駒塚わたりより、平群の山里かけて急ぎけれど、行邊しらず、夜路なる上に、脚氣さし惱ましければ、爲べきやうもなく、薄小萱などの中に、夜一夜狐狸と相宿りして、明離れて後、平群の谷より、河上の岩船へと急ぐ、路の程四里ばかり、すべて事無しよ、已過る頃、一軒屋といふ所に、ゆくりなく醜吏に見咎められて、其夜南都の縣令がり趣く、かくて、二十六日明離るゝころ、南都の廳につきぬ、彼の捕はれし時、岩船山間近きよしきき、

梶をなみ乗りて遁れん世ならねば

岩船山も甲斐なかりけり

傍なる哮ヶ峰は、星田境に禿立せる絶壁にして、登攀するに難し。頂上に古碑あり、元亨利貞の四字を刻せり。

日本書紀

長髓彦乃遣行人、言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命、

舊事記

天祖以天璽瑞寶十種、授饒速日尊、則此尊稟天神御祖詔、乘天磐船、而降止於河内國河上哮ヶ峰、則遷座於大和國鳥見向庭山、天降之儀、明天神紀、所謂乘天磐船、而翔行於大虚空、巡視是郷、而天降、謂空見日本國是歟、

日本紀竟宴（延喜六年）

三統宿稱理平

とひかける天のいはふねたつねてそ

あきつ島にはみやはしめける

そらみつに天のいはふねくたしは

ひしりの御代を渡すとてなり

風雅集

賀茂遠久

久方の天の磐船こぎよせて

神代の浦や今のみあれ野

萬葉集

大伴家持

あきつ島 やまとの國を 天雲に 石船うけて ともにへに まかひししぬき いこきつゝ 國見しせして あも
りまし はらひ平け 云々

續歌林良材集

今河内國に、磐船の明神とておはするは、かの饒速日を、いはひ申すと、云々

雲根志

又河内國交野郡に、岩船大明神といふ大社あり、此所に岩船あり、かたち船の如し、六月晦日神事なり、

源氏 瀧(白旗瀧)

交野村大字倉治

鴻尾山の北、花崗岩質横谷の甚だしく水蝕をうけたる所、急湍懸崖をなして、こゝに源氏瀧を作る。老楓巨松枝を交へて夏尙寒く、阪地よりの浴客頗る多し。瀧下一帯の桃林と、中秋の紅葉とは、四季の眺を恣にするに絶好の勝地なり。高五丈八尺、巾五尺乃至壹丈、往昔、此地に開元寺と稱する寺院ありしを以て、元寺の瀧と呼び慣し、終に、源氏の瀧と轉稱したるなるべし。開元寺は、今尙存すれども、僅かに往時の一部を存するのみ。現今地方有志の力によりて、源氏瀧保勝會なるもの設けられ、勝景の保存を講ぜり。瀑布の上流に、白旗池あり。源氏の瀧の名に因みて、白旗といひし

ものか。瀧の側に觀音堂あり、瀧本山王清寺といふ。本尊は如意輪觀音なり、丈一尺三寸。瀧側に、不動尊像を安置す。

瀑南の石崖に「文明四年」の四文字を刻すれども、其由緒詳ならず。

源氏瀧碑銘は、天保十五年瀑布修理の際、久貝家家臣の建てたるものにして、高一丈あり。

わがしめゆへるくら治村なる瀧は、しろきはたてのなひくに似たるにて、はやくより、源氏の瀧といひならはしたりとなむ、(中略) ことびこのちかきわたりなる遠津おやのみはかにまるりたるに、典安廣繁らのこの瀧をみせてむとて、かねて人々とはかりて、何くれ心をつくしたる由なれば、行きて見るに、けにいひしらぬなめなりけり、

天つちとともに動かぬ岩かねに

よろづ代かゝれたきの白糸

碑文は、領主久貝因幡守のものせるもの、其原本は倉治なる舊家加地氏に所藏せらる、裏面には源氏瀧碑陰記を鐫す。

山 家 郷

四條村大字野崎

現今の四條村大字野崎及寺川の二大字を併稱して、古來、山家郷と稱し、大字野崎は、一に又南條村ともいへり。南條の名は、其北方北條に對して呼べるものにして、これ等は何れも 讚良郡條里の制より來りしものなり。即ち舊讚良郡は南より條を數へ始めて、漸次北に及ぼせしものなり。中河内郡に接する中垣内は、一條、寺川は二條、野崎は三條、北條村は四條及五條に亘れり。

大字野崎なる眞宗專應寺住職、手塚氏が代々所藏せる畫佛像の裏面に、

河内國讚良郡山家郷南條村專應寺常住佛

永正十七年十一月廿四日書

これによりて永正の當時、山家の郷名を稱し、南條の村名を呼びしこと、窺ひ知るを得べし。

甲 可 郷

北河内郡甲可村

一に鹿深ともかく、今の大字南野、逢阪、清瀧、中野、葦屋、砂、岡山の總稱なり。近江にも、同名の郡ありて鹿深の村あり。敏達紀十三年の條に

秋九月、從百濟來鹿深臣有彌勒石像一驅、

とある鹿深臣は、此地と關係ありしものなるべく、和名抄には、讚良郡甲可郷と見え、東大寺天平勝寶三年の文書に、甲可臣乙麻呂の記事あり。阪上系圖に、甲可村主の名見え、尙、康正二年造内裏段錢記に、河内國甲可郷の記事存す。元讚良郡の條里制は南より數へられしものにして、南部は六條、中部は七條、北部は八條に當る。南部は今も南野と稱し、中部七條は葦屋、中野、清瀧、逢阪を中野と稱し（今は然らず）、砂、岡山をば北野村と稱へたり。北野村は、古名鷓鴣野邑にして、舊郷名を須奈といふ。宇努連の祖は、姓氏錄河内國諸蕃に

宇努連、宇努首同祖、百濟人須奈子富意彌之後也、

とありて、宇努は即ち鷓鴣野にして、須奈は今の砂なり。鷓鴣野邑は、日本紀欽明天皇の條に

七月己巳朔、新羅遣使獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥春國恩、不敢請罷、遂留不歸本土、例同國家百姓、今河内國更荒郡鷓鴣野邑、新羅人之先也、

とあるも此地の事にして、同天皇七年の條、荒野大伴、及天武紀十二年冬十月の條なる、沙羅良馬飼造、菟野馬飼造、もこれなるべく、又天智紀七年の條に、

遂納四嬪、曰遠智姬、生一男二女、其一曰大田皇女、其二曰鷓鴣皇女、或本其三曰鷓鴣皇女、或本蘇我山田麻呂大臣女、曰茅淳娘、生大田皇子與沙羅々皇女、

とある鷓鴣及沙羅々は、此地に因み、共に持統天皇の御幼名なり。日本靈異記、女人大蛇所婚賴藥力得全命縁の條に、

河内國更荒郡馬甘里有富家家有女子云々

とあるは菟野馬飼なるべく、履仲紀體記に見ゆる、川内馬飼とも關係深かるべし。

雁

塚

甲可村大字中野

大字中野の西南、四條暖正行墓地の正北三町にして、枚方街道東側にあり、塘上西面せる位牌形の一碑を立て、表に鴈塔の二字を鐫し、左右後背に後記の文を刻あり。碑の高さ五尺餘、基石方三尺にして、花崗岩を以て造る。

傳へいふ、文明年間、邑人出でて獵し、一隻の鴻鴈を獲たるに其首を見ず、邑人ひそかに訝かり居たりしに、後數句又一隻を同所に射たりしに、羽翹の間に前者の首級を把持し居たり。而して此兩者は雌雄なりしかば、邑人の驚歎一方ならず、これより全く獵を斷ち、そこに卒都婆をたて、厚く鴻鴈の菩提を弔ひたりといふ。現存せる此碑は、寛延二年寺尾幸助なるもの先碑の亡びたる後、新に建てたるものにして、碑の南面に左の文を勒せり。

蓋聞昔時文明之頃、郷邑人出田遊獵、鴻鴈嚶々、於是邑人乘興射發更獲一隻鴻鴈、首領中鎗割截而下、即有形失首、而數怪異、然過數旬後、鳴雄翔翔哀號而來、又射獲之、採藥執察則嚮者所失首領在羽翹之内矣、是以邑人悲傷涕淚、折弓摧矢悔過、永斷所業、乃獵戈地建石刊永備誠標、號鴈卒都婆矣、創建之塔星霜已久而亡、寛永己未重次先蹤者有二基、今石崩塔文埋沒、是以今歲彼故塔瘞墳之下、又新建寶塔者也、

此の碑の附近より近年花崗岩質粗造斷碑二片を發掘せり。長さ各三尺餘、もと一本なりしが中央より折れて二となれり、表面に三行の文字を鐫す。風水の侵蝕甚だしくて明瞭に讀み難きも、中央上部に梵字を刻し、其下部中央に、「當所古老傳鴈石塔婆也」と大きく記し、其左右には少しく小さく「物□等同性緣業誰窮盡」（向て右）「同開正眞路等靈光

含識攸」とあり、紀年なければ其建立の歳月を知る能はざれども、これ寛永建碑以前のものにして、単に金石文として見るも保存の要あるべし。

河陽郡邑誌には、射鴈の時代を鎌倉幕府の頃となし、射手を若江權頭なりとせり。若江權頭は河内國若江郡今の中河内のものにして、ある時、洛中八十八箇所の篝火に在番のため上洛し、其往還の途上、此地に於て、鴻雁の雌雄を射、前記の如き首級の悲哀に遭遇して、深く其至情に感じ、卒都婆を建立して世を遁れ、後に攝津の名刹勝尾寺に入れり、念佛の名僧勝尾教上人は即ち此人のことなりといふ。

以上は里俗の傳説並に單なる記録によりて述べたる所なれども、此地はもと深野池に續ける低濕なる一帯に望める所なれば、往昔鴻鴈の群して來るもの多し。此碑の南を鴈屋と稱し、これも鴻鴈に因める名を以て、捕獲遊獵するもの多く、鴻雁の命を失ふもの無數なりければ、有志のものこれに雁の供養塔を建てしを、後年に至り上記の雌雄鴻雁の哀話を附和したるにはあざるか、欠損せる古き斷碑の文字は、寧ろ供養塔と解するを正當とすべし。

古來雁塔に一種の迷信を有し、小兒の濕疹を患ふるもの、來りて祈願せば平癒するるとて詣つるものあり。又來往の途上香花を手向くるものもあり。蓋し濕疹は卑俗これをクサといふ、鴻雁は水草を食みて餌とするを以て、ミヅクサを食ふより迷信の生ぜしものなるべし。

忍 シツ ケ 岡

甲可村大字岡山

岡山丘陵の雅名なり。河内名所圖會に記載せし名木、長久の松は、數十年前に枯死して今はなし、古歌あり、

新 後 撰

法 印 覺 寛

待つ人になどかたらはで時鳥一人しのびの岡になくらん

新 續 古 今

後 小 路 公 忠

忘れじな忍の岡のはつ草のはつかなるよりもゆる思を

夫 木

讀 人 し ら ず

見し人も忍の岡の花すゝきなびくはまねく心地こそすれ

自 選 歌

本 居 宣 長

雪きえぬ程こそあらめ春の色をえやは忍の岡の若草

稻 葉

本 居 太 平

尋ねはや忍の岡の時鳥さつきまつまの音をやもらすと

尙、丘上、忍陵神社の北隣に淨土宗大正寺あり、山號を松風、又岡山院とよぶ。圓光大師直弟西仙房心寂の閑居せし所にして、往古の讚良寺のことなり。今岡山の北高なる共同墓地を讚良寺といふは、舊讚良寺が三好時代の築城に際して一時こゝに轉移せしによるべし。

南無阿彌陀佛石

田原村大字上田原

大字上田原の山中、古堤街道南側にあり。道路に向つて北面する自然形花崗岩の、平滑面に、中央に大きく六字名號を刻み、其兩側に次の如き刻めり。假に號して南無阿彌陀佛石と呼ばん。此溪流逼りて自ら小峽をなす、刻文の事由はこれと關係あるべし。

道譽禪定門逆修 (向テ右)

南 無 阿 彌 陀 佛

永祿十年卯丁四月 (向テ左)

高瀬 三郷村

三郷村大字高瀬は、古高瀬郷の内にして、小高瀬莊に屬したりき。世木、大枝、馬場は明治十八年迄は高瀬村と稱したり。和名抄に「茨田郡高瀬」と見ゆるものこれなり。世木はセキにして、堰塞又は堤防を意味する地名なり。此附近は、舊大和川が河内より來りて淀川と合したる所なりと傳ふ。河内攝津の境界は、これより以東を河の内として定めたるにあらざるか。水勢の合する處、高瀬となりしならん。高瀬の里、高瀬の淀等、いづれも、有名なる歌枕となれり。高瀬川は今守口町の東南より南流すれども、河道地形の變化ありし如く、從て舊河道は判明せず。

夫木 衣笠内大臣

さしのぼる高瀬の里のいたゞきに、通ふ人なき五月雨の頃

續後撰 段富門院大輔

水まさる高瀬の淀の眞菰草はつかに見てもぬるゝ袖かな

同 源 師光

見渡せば末せき分くる高瀬川ひとつに成りぬ五月雨の頃

同 藤原教雅

かゝりさす高瀬の淀のみなれ棹取あへぬ程に明くる東雲

同 源 家長

菰枕高瀬の淀にさすさてのさてや戀路にしをればつべき

同 晴明法師

いくとせか高瀬の淀の菰まくらかりそめながら結び來ぬらん

新拾遺

こも枕高瀬の淀の鶴飼船ねなくに幾夜かかりさすらん

新續古今 藤原雅長

うき名のみ高瀬の淀の菰枕かはらぬ中になほや亂れん

懷中抄

さしのぼる高瀬の里のいたづらに通ふ人なきさみだれのころ

桂園一枝 香川景樹

菰枕高せの淀に降る雨の數よりしけく飛ぶ螢かな

都芳三品集 範 宗

風のおともかはりにけりな白波の高瀬の淀の秋の夕くれ

葛葉 讀人しらず

高瀬なるのとせの川の後にあはむ妹には我ぞ今日ならずとも

神樂歌

こもまくら高瀬の淀にやたがにへ人ぞしぎつきのぼる云々

行臺年譜

直道一所在自高瀬生馬大山登道、

高瀬堤樋在、藤田郡高瀬里、

島頭庄吉近 四宮村大字島頭

吉近は現今島頭の何處なるかを知らず。正平廿三年、長慶天皇、此地を三光庵領として、大雄寺知行を安堵し給ひしことありき。

「中文書」

長慶天皇繪旨

河内國島頭内吉近名、任先度勅裁、爲三光庵領知行不可有相違者、天氣如此、仍執達如件、

正平廿三年九月十日

右 大 辨 (花押)

大雄寺長老室

小 高 瀬 莊

三 郷 村

現今三郷村大字高瀬の内に、小高瀬なる字名存すれども、往時の小高瀬莊は、今の諸口、徳庵、横堤、世木、馬場、大枝の總稱にして、觀心寺文書に屢記載せられたるを見る。蓋し此地は恰も、京都と堺住吉の中間に介在して、淀川左岸に於ける重要な位置を占め、吉野朝廷時代に於ける南北係争上、關係深かりしものなるべし。

「觀心寺文書」

楠正行下知狀

河内國小高瀬領家職、爲御祈禱料所、觀心寺可令知行由事、去二月廿三日繪旨如此早可披沙汰店當所候也、仍執達如件、

延元五年四月廿六日

左 衛 門 尉 (花押)

跡部左近將監殿

此の他數通あれども略す、尙觀心寺記録に見ゆる世木の故關は、大字高瀬小字世木にありし由なるも、其址明かに知る能はず。

河内十七ヶ所

河内十七ヶ所の名稱は、室町時代の文書記録に屢見る所なり、今其範圍を考ふるに、舊茨田郡に屬する今の南郷村の一部より、古宮、二島、大和、三郷の各村に亘れる總稱にして、現今三郷村大字高瀬なる常稱寺に藏する古文書(元龜時代の除地免狀)によりても、明かなり。十七ヶ所は後に記する室町殿日記により、將軍の御領所なりしかば、足利氏末造に於ける畿内の兵亂に際しては、野心ある梟雄の屢争奪を反復したる所なりき。

南山巡狩錄

正平廿四年三月楠正儀は、足利義滿に降參せし事かくれなかりしかば、楠の一族敵味方とたちわかれ、正儀を討たんとため、天王寺に陣をとりければ、義滿も又正儀を助けたため軍勢發向す、

廿三日正儀榎並に陣をとる、

四日正儀北方に上洛し義滿に對面す。

廿一日楠正儀河内國十七ヶ所に退く、

大乘院日錄 文明十四年八月の條

廿日河内合戦、廿七日筒井十七ヶ所に入部、小和田以下濟被先記了云々、

永祿年代記

明應八年正月晦日、於河内十七ヶ所盜人島といふ所、畠山少弼殿與同尾張守合戦、少弼殿生害同御内百餘人打死云々、

祐維記抄 大永元年五月の條

十市跡越智一圓に知行之處、河内遊佐方爲噉、近日可被還往旨有其聞、越智に替地の河内の十七箇所を可被出し由有其沙汰云々、

細川兩家記

天文十七年十月廿八日、三好筑前守より舍弟十河民部大輔三好和介此外人數十七ヶ所へ入れられける。

室町殿日記 永祿三年三月

御領分徳政之事

御領所十七ヶ所より徳政被成御赦免候様にと再三訴訟申上ければ、公方諸臣をめてして万松院殿御代の寫を以て可被行徳政のよし、被仰出云々、

かく、十七ヶ所が幕府の御領なるが故に、室町末期に於て、幕府が財政に窮乏せし時には、堺の商人に、米錢をかかり、河内十七ヶ所の租入を以て、これが償還に充てし事ありき。尙南郷村の御領は赤江の條にいへる如き、朝廷の供御領より來りし名稱にあらずして、十七ヶ所御領所又は御領分より來りしものならん。

大庭庄

庭窪村

今の庭窪村は、古の大庭庄と大窪庄とを合して付せる名稱にして、大庭庄は、和名抄に茨田郡佐太郷と記せるもの即ちこれにして、今はたゞ大字名として存すれども、古の佐太郷の地は更に廣く、現今蹉陀村にある佐太川、佐太池もこれに屬せしと見るべく、蹉陀村を佐太郷に擬するは誤なるべし。姓氏錄右京諸蕃に「佐太宿稱、坂上宿稱同祖、出自後

漢靈帝男延王也、」とある佐太氏の地なり。今も佐太に佐太氏のあるは、其後にあらざるか。大庭庄は、佐太郷の後に付せられたる名稱にして、吉野朝時代前後の文書しばしば見ゆ。園太曆正平三年二月五日の條に

天陰、今日掃部頭師香來、寮領河州大庭、爲兵糧料所、師泰濫防之上宛賜軍勢云々、此事此間謳歌事也、然而非勅裁、非武家下知、只師泰成販欺如何、

とあるは、掃部寮の領地たりし大庭庄を記せるものにして、四條畷戦（一月五日）後一ヶ月にして、高師泰（師直の弟）が河内の各所に亂暴を行ひ、社寺の所領を奪ひ、九輪等を破壊したる後、掃部寮所領たりし、大庭庄を勅命にもよらず、將軍家の下知にもよらずして、處分せるなり。大庭庄が掃部領なりし事は、朝野群載遊女記にも「掃部寮大庭庄」と見えたり。

建徳年間には、大庭庄は、南河内郡の觀心寺領にして、且つ此地に關所の設けもありき。

長慶天皇繪旨（觀心寺文書）

大庭關事、當時爲敵陣之上者、於中振可致其沙汰之由、被聞食了、以此旨可令下知給者、天氣如此、仍執達如件、

建徳二年三月廿八日

治部卿（花押）

謹上觀心寺座主僧都治房

此文書は、觀心寺領たりし大場關が、敵陣となりたるにより、今の蹉陀なる中振の地に移さしめられたるを示せるものにして、これと關連せる文書數通あり。

大窪庄の事は、足利季世記に

四國衆（三好方）は差井と云ふ處へ責寄、同七日太田若林と云ふ處へ陣替し、同十九日藤井寺へ陣取、次第次第に責寄りければ、同廿三日（永祿三年六月）飯盛城より安見美濃守父子大窪へ取出て合戦して安見打負引退、

とあり。三好長慶が次第に河内に勢を得來りしかば、畠山方安見氏が飯盛より出で、これと戦ひ、敗戦したるを記し

たるものなり。

行基年譜、

大庭堀川、長八百丈廣十二丈深八尺、在河内國茨田郡大庭里、

鞆呂木庄

友呂岐村

中世の鞆呂木は、今の友呂岐村の、田井、郡、平池、太間、木屋、石津の各大字を總稱せるものなり
東寺文書

建武年中茨田郡鞆呂木庄、

康正二年造内裡段錢記、

拾五貫文三條右大臣、河内國鞆呂岐、

蹉陀山

蹉陀村

字中振の南方、友呂岐村に近き所、丘陵の尾崎にあり。里人ダダ山といふ、昌泰四年菅原左遷の時、息女菊屋姫其跡を慕ひ來りしが、已に出立の後なりしかば、蹉陀して悲みし所なりと傳ふれども、にはかに信じ難し。地形より察するに、古墳の如く見ゆ。近年此後方山地を開拓したる際、古墳を發掘すること多かりき。

蹉陀池と蹉陀川

蹉陀村

大字中振の南方、蹉陀山の南に蹉陀池あり。上下二つに分れ、今は灌漑用となる。蹉陀川これより出で友呂岐村田井の東を流れて寢屋川に注ぐ、古歌あり、

古今六帖

伊勢

我がせこか老ゆるか惜しきさたの池の玉藻にもかな刈あけはやさん
歌枕名寄

源後頼

こまなへていさ見にゆかんさた川に枝さしかはす大和なてしこ

枚方

枚方町

枚方の名の古く史上に見えたるは、近江毛野臣が韓土に政を失ひ、召され還れる途中、對馬に病歿し、屍を船にて難波より、淀川を遡れる時、其妻悲みて讀める歌に、其名あり。即ち日本書紀繼體天皇廿四年冬十月の條に

是歲毛野臣被召到于對馬逢疾而死、送葬尋河而入近江、其妻歌曰、

比羅智駄喻ヒラカダナメ 輔曳輔積能朋樓フエフキキノボル 阿符美能野アフミノノ 愷那能倭俱吾伊ケナノニワキウイ 輔曳府積能朋樓フエフキキノボル

と見え、播磨風土記上揖保郡の條に、

枚方里所以名枚方者、河内國茨田郡枚方里、漢人來到始此村、故曰枚方、

とある如く、古來枚方と呼びなせるものにして、神武紀に見ゆる「河内國草香邑、青雲之肩津」とある白肩を此枚方なりとする説は、如何にや、疑はし。枚をひらと讀むは、「諸州めぐり」に一枚二枚を一ひら二ひらと訓せるに同じ、此地は、太秦及び郡より北走し來れる第三紀（又は第四期洪積層なりともいふ）の丘陵性臺地が、淀川の河谷に急斜し、こゝに一條の隘路をなす。かく水陸の逼れる要路なりしを以て、古來水陸交通上の一要衝となり、河内志にのせたる南都興福寺の古書軸に書ける枚方故關も存在せるものなるべし。豊臣氏の世となりて、大阪及伏見、淀等の諸城が築城せらるゝに及び、京阪間の交通は、淀川左岸を選び従来の交野の經て讚良路をとれる交通系を更めて、枚方、守口を經て本大阪に通ず道路を拓き、文祿堤を作りて、京阪間陸路の短縮をはかるに當り、枚方が其中間驛路として發達し、

大阪の繁昌は淀川舟行の利を愈大ならしめたるにより、航行中途の寄港地として、益殷盛ならしめたるものなり。徳川氏の世となりて、此地に枚方驛を設け、本陣脇本陣を置き、紀泉諸侯の参勤は路をこゝに取りしと。又監船所（淀川を上下する船舶を監せし所にして、上下の二番所に分れ、京都の角倉氏累代これを司りしが、明治四年廢せられ、地は民有に歸したりき。其址泥町北方字西側にあり、）の設ありて、上下の船舶の繋留せらるゝにより、益旅客征人の出入頻繁となり、殷盛日に加はることゝなれり。彼の有名なるシーボルトが大阪より京都に入れる時、枚方を過ぎて、其街衢の美麗を賞したるも故なきにあらざりき。

くらはんか船は、上下の船に茶船をこぎよせて、船客の貴賤をとはず、「くらはんかく、牛蒡汁くらはんか、巻ずしはどうじや、錢がないのでようくらはんか」などいひ言りて、飲食物を販賣せり。此くらはん船は、幕府の公許を得て、前記角倉家の管下に行はれたりき。

圓前能

幕かた急く難波の濱、守口、點野、佐太の宮、枚方の岩根に船を繋げば、奈良茶賣の、ととかか、一二を争ひて爰かしこより來り、我先にと突つけ賣る、

芙蓉文集

牛蒡くらへ酒くらへと呼すて所柄の風流云々、烏丸光廣郷一とせ難波へ御下向のとき、雜掌と誰二人して淀船に乗り給ひて、夜もすがら酒くらはんかとのゝしる聲に夢も結ばず、御船着しける頃夜ほのくゝと明けたり、雜掌昨夜のくらはんかをうるさく思召けんと申ければ、

くらはんかゝにはあかねとも

喰ふ蚊にあくる淀のあけほの

旅亭鍵屋の淀川に沿ひし所を鍵屋浦と呼べり。鍵屋は、明和年間、鍵屋源七なるもの、こゝに船宿を營み、河船の往

來盛なりし頃は、殷賑を極めしものなりき。

俚諺 船唄

こゝはどこじやと船頭衆にとへば、こゝは枚方かぎや浦、鍵屋浦には碇は要らぬ、三味や太鼓で船とある、

青雲白眉津考（菅信友）

古事記にも、書記にもしるされたる青雲登肩之津は、何處なるならん、今はいふ地名も聞えず、（中略）或人説に今の枚方なりなどさまゝにいふめれど、いづれもいひ得たりとも覺えず。

伊 香 郷

枚方町

今の枚方町大字伊加賀附近の地なり。開化天皇の御代の伊香色男命の住せしは此地なりといふ。和名抄に

茨田郡伊加郷、訓以加々

とあり。又歌枕に見ゆる伊加賀崎も此地のことなり。

古今集

兼 賢 王

梶にあたる波の雫を春なれやいかゞさき散る花と見ざらん

續後拾遺

和 泉 式 部

我はたゝ風にのみこそ任せつれいかかさきゝゝ又は行くらん

又、義政將軍記（後鑑）に

返給河内國地於進士隱岐守國行、

河内國伊香賀郷地頭職年貢參分壹事、同名石見入道道榮雖申給之、任去應永十五年十月五日御判之旨、所返付進士隱

岐守也、早如元一圓可領掌之狀如件、

寛正二年十二月廿三日

鵲橋 枚方町

枚方町大字岡新町の北端、國道筋天の川に架したる橋梁なり。鵲橋の名は、七夕の夜雨ふりて天の川水溢るゝ時、牽牛織女二星相過ふ能はざるを以て、鵲鳥集まり來りて自ら橋をなし、以て渡らしむるといふ故事より名づけられたるものなるべし。

中務内侍日記

九月四五日（弘安八年）の程に、尼崎といふ所に行くに（中略）橋多く過ぎぬる中に、これなん天の川に待るといふを見れば、橋やぶれて其かたばかりはつかに残る、

これやこの七夕つめの戀ひ渡る

天の川原の鵲の橋

嬰子山 磐船村大字寺

村里の東方生駒山脈の中にあり、一に龍王山ともいふ。山頂に龍王の神祠存し、古來旱魃の際、村民祈雨を此地に行ふを例とせり。山中奇石怪石に富み、風光甚佳し、乳母谷、瀨谷と稱する所あるは、嬰兒に因みて付したる名なるべし。

夫木

讀人しらず

わかことやうひねはなくと時鳥

みどりこ山に入りてこそきけ

交野山 交野村

一に鴻尾山ともかく、交野村大字倉治の東方に聳え、山頂巨岩多し。河内鑑名所記

山の頂には八間四方の岩あり、觀音岩と古へより申し傳ふる、正觀音の梵字石の中ほどに貳尺四方計りにほり付て有、此石の中間に六十六部の法華經練紙金泥にかき、一部石をほり中へ納め入れ、上に金泥にて經を納れし由書付あり、南の方に三間計の石いくつも重りてあり、是は三寶荒神の梵字あり、拜殿あり鳥居あり、北の方に六間四方程の石あり、大日の梵字にて有けると申し傳る、

と記し、名所圖繪には、昔時の南岩倉開元寺の古蹟なりとしるせり。

私部 交野村私部

私部はきさいべと讀む。今はきさべといふ。皇后のために設けられし名代の邑なり。敏達天皇紀に「六年春二月甲辰朔、詔置日記部私部、」とある如きは其一例にして、皇宮の私有地部曲の民の部落なるが故に、私部の字をあてたるものなり。姓氏錄右京皇別に「大私部、開化天皇皇子產座命之後也、」とあるも此類なるべし。

影見池 津田村大字津田

津田の東南にあり。東西四間、南北八間。里俗傳ふる所によれば、昔時惟喬親王、交野御獵の時、放鷹行く處を知らざりしに、其鷹の影池中にうつり居て、其所在を探知し得たりと。凡そ鷹野には、鷹を放ちたる後、水にうつして其影を見するを例としたれば、此池形小にして波なく清澄鏡の如くなりければ、恐らくは其用に充てしものなるべし。

中宮及鳥立原

山田村

大字中宮は、桓武天皇以來屢遊獵ありし交野原の一部にして、三代實錄に

貞觀四年三月十四日壬申、河内國交野郡、古荒田壹町六反、攝津國島下、住吉兩郡古荒田三拾五町九反、奉充中宮職云々、

とある中宮職の邑となりしより、其名ありといひ、又は此地に交野行宮の設ありしを以て、名づけられたりともいふ。中宮の北部より、牧野村大字禁野及渚に互れる丘陵地帯を鳥立原といふ。里俗「とらたち原」と稱するは其轉訛なり。

新拾遺

源氏頼

ふる雪の鳥立尋ねて今日いくか

かたののみ野をかりくらすらん

渚

岡

牧野村大字渚

交野に起伏せる水成層の丘陵は、天の川の河谷によりて東西に二分し、淀の河谷によりて其北部を限らる。即ち天河右岸の丘阜の北に盡くる所は、往時澗水の侵蝕する所となり、少しく斷崖をなし、今は新地層沖積土の渚平野に臨む。蓋し渚なる名稱は、水邊の渚汀をなせる地形より來りしものなるべし。

丘陵の盡頭これを渚の岡と稱し、往時惟喬親王の亭榭を設け給ひしはこゝなりといふ。松林茂生せる裡、御殿山神社あり。此地一帯が御殿山と稱せしによりて此名を付したるものなりといふ。此社もと觀音寺の境内にありて八幡神社と言ひしを、明治元年此所に遷したるなりと。

此附近一帯の所は、近く枚方の地を俯瞰し、淀の碧水を隔て、遠く攝の翠黛を望み得べく、京阪電車脚下を往來して

京阪への便頗る宜し。

新拾遺

源信明

うちつけに渚の岡の松風を空にも浪の立つかとぞきく

新續古

源信明

わたつみの渚のをかの花すゝきまねきぞよする沖の白波

續古今

衣笠内大臣

むら時雨いくしほそめてわたつみの渚の杜の紅葉しぬらん

夫木

素覺法師

つるのるる渚の岡の岩が根に夕浪かくとみゆる卵の花

謠曲芦刈

山本かすむ水無瀬川、渚の森をよそに見て、なほ行末は渡邊や、大江の岸もうつり行く。

鏡

池

樟葉村大字楠葉

交野天神社の南方約一町の所にあり。廣袤約四町歩、池水清澄にして古來月を賞するによき所なりとせらる。今は専ら灌溉用となれり。

續古今

關白左大臣

くもらしなますみの鏡かけそふる

くすはの宮の秋の夜の月

同

みかり野の山鳥の尾の増かゝみ

池も夕日を今にてらして

尙津田村にも影見池あり。往時放鷹の後、鷹の姿を水にうつしたる地にあらざるか。放鷹の後に於て、鷹を水に映して姿を見するは古來鷹野の制なり。此地に於ける延暦帝の放鷹が、交野行幸と共に、屢行はれし事と併せ考ふべし。

大瀬戸松

樟葉村大字楠葉

字岸の町なる堤防上にありて、京阪電鐵道楠葉停留所に近し。高廿臺間、樹圍目通り壹丈七尺餘、約六百年前後の齡を保てりと稱せらる。傳へいふ、往昔淀川大汎濫に際し、菅原の像を納める篋、何處よりか流れ來りて、此樹の下に漂着せしことあり。里人即ち神祠を營み祭祀を行ひしが、明治五年神祠は今の交野天神社に配祀せらるることなれり、此傳説の外、當地に菅公を祀りしことにつきては、交野天神社の條に述べ置きたり。

葛葉野と葛葉の里

樟葉村大字楠葉

交野原の一部にして、大字楠葉東方の丘陵地より、西方蘆荻の簇生せる一帶の低地を總稱したるものなるべし。今楠葉停留所以西の沿線の地は、往時下流に於て船橋川、穗谷川等の堆積土のために、潑水堰塞せられて、こゝに沼地を生じ、鴻雁の來集するもの多く、好箇の遊獵地たりしならん。

日本後紀

桓武天皇延暦十一年閏十一月庚寅、遊獵葛葉野、

右の如く、楠葉は中古多くは葛葉とかけり。

謡曲鸚鵡小野

シテ扱も業平津島に參り給ふときこえしかば、我と同じく參らんと、都をば夜をこめて稻荷山、葛葉の里も浦近く、和歌吹上にさしかゝり云々、

太平記

京中洛外の武士共を六波羅へ召集めて、先著到をぞ付けられける、その頃津の國葛葉といふ所に、地下人代官に脊きて合戦に及ぶことあり云々、

(津の國葛葉とあるは、河内の事なり、攝津に葛葉の地名なし。)

蔭涼軒日録

明應二年五月十九日、畠山次郎殿、自葛葉入洛云々、

小倉川と金橋

樟葉村大字楠葉

大字楠葉の北端にあり、小金川は一に金川とも書く。幅數尺に過ぎざる小川なれども、河内山城兩國の境界をなし、且つこゝに架する金橋は古來有名なるにより、川と共に其名聞ゆ。河内名所記に

金橋、山城河内兩國の境にあり、渡そめに、兩方の奉行、はしのまん中にて行違ひ、兩方に渡るとかや、と記し、貝原益軒の「諸州めぐり」にも、

葛葉より八幡にのぼるに、其間に金河あり、橋を金橋といふ、河内山城の境なり、とかゝれたり。

天の川

天の川は和河兩國の田原に發し、盆地の水を集めて龍田の流と相反して北流し、金剛山脈を斜斷して、岩船の峽谷を

作り、交野に出でて磐船、星田、交野、川越、牧野、諸村の間を流れ、枚方の東にて淀川に合す、蜿蜒四里、水淺くして舟筏の便なけれども、清整頗る愛すべく、沿岸交野原の風光明媚なるも、此川に負ふ所少なからず。下流に天人來遊の傳説あり。曾舟集にいふ、

「昔一人の仙女あり、此溪水に浴して逍遙しけるに、少年ありて戯れに脱ぎし衣を隠し、かば、仙女は歸ることかなはずして、遂に夫婦となり、居ること三年にして飛び去れり、よりて天の川といふ、」

と傳へたり。古來交野原と共に歌枕としてあらはれたり。此川、嘗ては禁野より牧野楠葉の低地に流れ、其水脉相接したりき。貝原益軒の「諸州めぐり」に、

伊勢物語

砂川にて水少なく、其川白く、廣く長くして恰も天上の銀河の形の如し、扱こそ此川を天の川とは名づけたりと見えたるは、元祿當時、近畿一帶の山々が樹林悉く濫伐せられて、花崗質の白砂、川を埋めたる光景を筆にしたるものとて面白し、川をはさみて倉治に棚機比賣を祭れる機物神社と、彦星に擬せられたる星田明神あり、下流には、七夕に因みて古來鵲の橋を架せり。

榮花物語

昔これたかのみこと申みことおはしましけり云々 (中略) 御供なる人酒をもたせて野より出きたり、此酒をのみてんとてよき所をもとめ行に、あまの川といふ所に至りぬ、みこにむまのかみおほみきまいる、みこののたまいける、交野を狩りて天の川のほとりに至るを題にて歌よみて盃させとの給ひければ、かのむまのかみよみて奉りける、狩りくら七夕つめに宿からんあまのかはらに我はきにけり
みこ歌を返す、誦し給ひて、返しえし給はず、紀の有常御ともつかまつれり、それか返し、
一とせに一たひきます君までは宿かす人もあらしと思ふ

二月廿日 (延久五年) 天王寺に詣てさせ給ふ、此の院をは一院とそ人々申しける、後三條院とも申すあり、女院 (禰子) も一品 (聯子) も詣てさせ給ふ、(中略) 廿六日雨いたくふれと、さのみやはとて御船いてぬ、上達部の舟に殿上人のり交りて、ひねもずに遊ひつゝのほる、あまの河といふ所におはしまし着きぬ、
中務内侍日記
九月四日 (弘安八年) の程に尼崎といふ所に行くに、(中略) 橋おほく過ぎぬる中に、これなん天の川に侍るといふを見れば、橋やふれて其かたはかりそはつかに残る、
これやこの七夕つめの戀ひわたるあまの川はらの鵲の橋

山家集
天王寺へ参りけるに、交野なと申す渡過ぎて、見はるかされたる所の侍りけるを問ひければ、天の川と申すを開きて、宿からんといひけんを思ひ出たされてよみける
西 行
あくかれし天の川原と聞くからに昔の波の袖にかゝれる
秀 能
是勝四天王院障子和歌
露わけし野への秋草かれしより御狩はつらき天の川かせ
讀 人 し ら す

後 撰
天の河ふゆは永に閉ちたれや岩間にたきつ音たにもせぬ
爲 家
績後撰
天の川とほき渡になりけりかたの、御野の五月雨の頃

新古今
むかし聞く天の川原を尋ね來て跡なき水を眺むはかりそ
一一、雜
四一九

新古今

狩くらし交野の眞柴をりしきて淀の川淀の月を見るかな

左近中將公衛

續古今

天の河秋のひと夜の契たにかた野に鹿の音をや啼くらん

家隆

新續古

今日もまた天の川波たち歸り同じ交野に狩り暮らしつゝ

藤原家豊

續後拾

あふことは今日も交野の天の川此渡こそうき瀬なりけれ

讀人しらす

新後拾

みかりするかた野の雲の夕暮に天の川風さむく吹くらし

藤原實名

新後拾

宿かさぬ天の川原や憂からまし交野に春の影なかりせば

津守國助

新後拾

七月七日天の川といふ所にて日の暮れしかは船を留めて河原におり居て

津守國助

千首

たなはたは思ひ知らなん天の川いそく渡に船をかしつる

守良親王

千首

住みなれて或夜になりぬ天の川遠きみきはの秋の夜の月

守良親王

千首

狩くらす交野のみ野の天の川かは風さむし宿はなくして

守良親王

千首

のむことは交野に近き天の酒何とたゝへて人のたへかし

三條西實隆

千首

七夕の一夜の宿もいく夜ねん天の川原のあかぬかりはに

後柏原天皇

玉葉

天の川やと問ふ道も絶えぬへし交野の御野につもる百日雪

源資平

新千載

たのますよまたあふ事もかた野なる天の川原の遠き渡は

範宗

郁芳三品集

暮ぬなり天の川邊に宿からん日並の御狩ちよはあれとも

範宗

日河殿七百首

水とやかつ訝えぬらん宿かりしあまの川原の冬の夜の月

融覺

建仁元年歌合

月のすむ天の川原に宿かれはかた野の鹿も哀れそひぬる

源家長

明香集

こゝや又たなはたつめに宿かりし天の川原の夕くれの空

雅經

御集

狩くれて鳥立も見えぬ雪の中にそれかと過くる天の川風

順徳院

晚花集

下河邊長流

天の川ほしのぬる夜は少きを交野に鷹のあはぬ日はなし

六帖詠草

小澤 蘆 庵

波よする渚の岡のはなすゝきなき名をたて、秋風そ吹く

六帖詠草

小澤 蘆 庵

これやこの空にありてふ同じ名に流れて高き天の川なみ

謡曲雲雀山

「同」それ狩場は四季の遊にて、時折節の興を増す、歌「梓の眞弓奉くれは霞む外山の櫻狩、雨は降り來ぬ同じくは、濡るるとも花の木陰に宿からん、扱また月は夜をのこす、雪には明くる交野の御野、禁野につゝく天の河、空にそ雁の聲はする。

禁野 牧野村

現今の牧野村大字禁野より山田村の一部に亘れる一帯の丘陵を指せしものなるべし。禁野は、平安朝當時の御獵地に於て、人臣の猥りに放鷹すること能はざる地域なりき。されど別勅ある場合には、親王大臣其他晋紳の鷹を臂にし、獵に従ふことを許されたり。

三代實錄

貞觀二年十月四日庚戌、詔二品行兵部卿忠良親王、聽以私鷹二聯、狩五畿内國禁野邊、

三年二月二十五日己巳、詔大納言兼行近衛大將源朝臣定聽、以私鷹鷄各二聯遊獵山城河内和泉攝津禁野之外、

月廿三日丁酉、詔河内和泉攝津兩國、聽二品式部卿兼上總太守仲野親王、以私鷹鷄各二聯遊獵禁野之外、

謡曲籠祇王

散にし花の山風の鶉殿の声の露分けて、旅衣禁野の雪をたどり行く、交野の御野の櫻狩り、雨は降り來ぬ同じくは、ぬるとも花の陰に宿らん、

扶桑勝記

只原 益軒

禁野、交野の内にあり、枚方北にあり、むかし此野にて鳥をとりて、天照大神宮へ日次の贅を奉するによりて帝人の鷹をつかひ、狩をすることを禁ずる故に禁野と名づく、和州宇多野も亦同じ、

交野原

河内平野の東側を北走せる金剛山脈は、飯盛の北より少しく其方向を轉じて北北東に走り、又甲可村の北部より起りて、豊野、支呂岐、蹊路の東部を北走せる第三紀（或は第四紀洪積期ともいふ）水成層の丘陵は、枚方に至り淀川に臨みて盡く、北は淀川の水に境し、更に八幡より長尾に亘れる丘陵によりて、自ら別天地の觀をなす。此間丘陵の起伏するあり、平地の横はれるあり、卑濕の沼澤あり、これらを總て交野と稱し、特に牧野村より山田村に亘る丘陵性の臺地は、古くより交野原と稱して有名なりき。交野の名稱は、欽明紀に「次妃蘇我禰目宿稱女、曰堅鹽媛、生七男六女、（中略）其十一曰肩野皇女、」と見ゆれども、名稱の起原につきては、或は山脈、丘陵、平地の交迭に存するによるといひ、又丘陵上の平地なるを以て肩野の名ありといひ、又淀川に臨める卑濕の地あるによりて濁野なりといひ、共に明かならず、交野の地方は神武天皇東征の頃は、今の磐船越なる上津登美路によりて大和に通じ、北倭と共に古代文化の一發祥地たりしなるべく、下りて桓武天皇の長岡、葛野に遷都し給ひし後は、此地が京の南郊に當りしと、當時中央政界に漸く勢力を得來りし歸化民族、殊に百濟王氏等の交野に多かりしと、京師に近くして狩獵觀光によりし等によつて、所謂交野原は京洛精神の遊行を恣にしたりし所なりき。

續日本紀

光仁天皇寶龜二年二月庚子、車駕幸交野、辛丑、進到難波宮、

桓武天皇延曆二年冬十月戊午、行幸交野、放鷹遊獵、庚申、詔免當郡今年田租、國郡司及行宮側近高年并諸司陪從者賜物各有差、又百濟王等供奉行在所者一兩人進階加爵、施百濟寺近江、播磨二國正稅各五千束、授正五位上百濟王利善從四位下、從五位上百濟王武鏡正五位下、從五位下百濟王元德、百濟王玄鏡並從五位上、從四位上百濟王明信正四位下、正六位上百濟王真善從四位下、壬戌、車駕至自交野、

延曆六年冬十月丙申、天皇行幸交野、放鷹遊獵、以大納言從二位藤原朝臣繼繩別業爲行宮矣、己亥、主人率百濟王等奏種々之樂、授五位上百濟王玄鏡、藤原朝臣乙叡並正五位下、正六位上百濟王元眞、善貞、忠言並從五位下、藤原朝臣明子正五位上、從五位下藤原朝臣家野從五位上、無位百濟王明本條五位下、是日還宮、

延曆十年冬十月丁酉、行幸交野、放鷹遊獵、以右大臣別業爲行宮、己亥、右大臣率百濟王等奏百濟樂、授正五位下藤原朝臣乙叡從四位下、從五位下百濟王玄風、百濟王善貞並從五位上、從五位下藤原朝臣淨子正五位下、正六位上百濟王貞孫五位下、庚子、車駕還宮、

日本後紀

桓武天皇延曆十一年八月庚辰、遊獵于交野、

延曆十二年十一月乙酉、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣獻楮衣、

延曆十三年九月壬辰、遊獵于交野、壬子、遊獵于交野、賜百濟王等物

類聚國史

桓武天皇延曆十四年三月甲午、遊狩于交野、

日本後紀

桓武天皇延曆十四年冬十月己卯、幸于交野、以右大臣藤原朝臣繼繩別業爲行宮、乙酉、車駕還宮、

延曆十六年冬十月庚申、有喙木鳥入前殿、明日車駕將幸于交野緣斯而已、

延曆十八年冬十月己卯、遊獵于交野、

延曆十九年十月壬午、幸于交野庚寅、車駕還宮、

延曆二十一年十月壬辰幸交野、戊戌、車駕還自交野、

嵯峨天皇弘仁二年二月甲辰、遊獵于交野、山城、攝津、河內等國獻物、賜侍從以上及國宰掾已上衣被、

弘仁四年二月己亥、遊獵於交野、以川崎驛爲行宮、

弘仁五年二月甲午、幸交野、是日鶴鴿萬數集陰陽寮枇杷樹、人異之、乙未、遊獵于交野、日暮御山崎離宮、河內國及掌侍從五位下安部宿禰吉子奉獻、賜四位已上衣被、五位並百濟王等衣、丙甲、遊獵于水生野、攝津國奉獻（中略）是日車駕至自交野、

弘仁六年二月己未、行幸交野、庚申、百濟王等奉獻、五位以上並六位已下及百濟王等賜祿有差、乙丑、車駕自交野還、

弘仁七年二月壬子、幸交野、丙辰遊獵水生野（中略）是日車駕至自交野、

弘仁八年二月丁未、幸交野、庚戌、賜五位已上及山城、河內、攝津等國掾已上衣被、施捨佐爲百濟粟倉三寺各綿一

百斤、是日車駕至自交野、

弘仁九年二月庚午、幸交野、癸酉、車駕還宮、

弘仁十年冬十月乙丑、幸交野、丁卯、山城、河內、攝津三國奉獻已巳、車駕自交野還、

弘仁十一年二月壬辰、幸交野、五位以上及山城、攝津兩國司賜衣被、

弘仁十二年冬十月庚寅、車駕至自交野、陪從親王以下五位以上山城、攝津兩國郡司賜祿有差、

弘仁十三年冬十月甲午、幸河陽宮、遊獵于交野、
類聚國史

淳和天皇天長二年冬十月己酉、太上天皇狩于交野、左大臣倍從焉、遣中納言清原真人、夏野藏人令供奉、
續日本後紀

仁明天皇承和三年二月戊子、先太上天皇遊獵河内國交野、
承和十一年二月戊寅、行幸交野、賜匾從群臣侍從己上及河内、攝津等國司様、日暮車駕還宮、
明月記

土御門天皇建仁三年十月十日、昨日無御狩、今日御片野、
元久二年五月二十七日天晴、歸參水無瀨殿、今朝御狩御片野
建久元年九月十二日出御前參上、即出御馬場殿、片野御狩
枕草紙

野はかた野

中務内侍日記

九月四五日（弘安八年）の程に尼崎といふ所に行くに、京を夜深く出て、鳥羽院近き程にて夜やうく明け行く空に、木々の梢も色つきそむる頃なれば、艶なる程にて中々おもしろし、（中略）遙々漕ぎ行くに河霧たちて、こし方ゆく先も見えず、きん野、交野といふ所するに、おとにのみ聞き渡るをと思ひてしはし見るに、遠ければ定かあらねと、しは野のなかり鳥のたつを、雉子にやあらんといへは、
古もありとはたりはおとに聞く交野の雉子けふ見つるかな

仙蹕記

正和二年仲秋十七日、曰内國觀心寺へ御幸、（御宇多院）御一泊、（中略）十八日磯長御廟御幸、（中略）自其日
日御膳以後、四天王寺御幸、（中略）及日半還御、月郷雲客參議四隣以下警固武士如雲霞參御迎云々、禁野、交野
にかゝり八幡伏拜、打過大渡橋渡、梅津をよそに見て、赤井河原にかゝらせ給て、其日は山崎の圓成寺に着御、

後撰

あふ事の交野へとてそ我は行く身を同じ名に思ひなしつゝ、

金葉

ことはりや交野の小野に啼く雉子さこそは狩の人は辛けれ

詞花

蔽ふるかた野のみ野の狩ころも濡れぬ宿かす人しなけれは

續詞花

交野わたりに通ふ女に物申しけるが、常はかしこにのみ侍りけるか、京に上りて侍りけるに、又下るとて此度は程
なく歸り來へき由申しけるに遣しける
いさしらす狩にと聞けと逢事の又交野にや成らんとすらん

續詞花

雉子なく交野のみ野の花すゝきかりそめにくる人な招きそ

新勅

逢事の交野の小野の篠すゝき穗に出てぬ戀は苦しかりけり

新勅

今日よりは狩にも出つな雉子なく交野の御野は霜結ふなり

一一、雜

肥 後

藤 原 長 能

中 原 師 尙

藤 原 時 房

藤 原 仲 實

宗 圓

新古今

鶉なくかた野に立てる櫛もみち散らぬはかりに秋風そふく

藤原親隆

新古今

狩くらしかた野の眞柴をり敷きて淀の川瀬の月を見るかな

藤原公衡

新古今

み狩する交野のみ野に降る雹あるかまゝたき鳥もこそ立て

崇徳院

新古今

またや見ん交野の御野のさくら狩花の雪ちる春のあみほの

藤原俊成

新古今

あふことはかた野の里の篠の庵しのに露ちる夜半の床かな

藤原俊成

新續古

御狩せしかり場のあとも今は世に衰れかたのゝ雪のふる道

崇徳院

新續古

はし一のはらふりは毛に玉ちりてかた野の原に霰ふるなり

藤原忠定

新續古

雪ふかき交野の雉子ふみ立てゝ空とふ鳥のあはぬ日もなし

藤原爲重

新續古

御狩せし代々のためしをしるへにて交野の鳥の跡を尋ねん

後花園院

續拾

五社百首

いかにせん濡れぬ宿かす人もなきかた野の御野の秋の村雨

藤原俊成

御狩するかた野の小野に日は暮れぬ草の枕を誰にからまし

足利義詮

新後拾

けふも早交野のみ野に立つ鳥の行へも見えず狩暮らしつゝ

藤原基氏

新後拾

鶉なくかた野のみ野の草まくらいく夜假寝の數つもらん

安藝

新千

踏むはをし交野の若葉雪ふかみきゝすの跡を尋ねてそ摘む

忠房親王

新千

狩暮らすかた野のみ野の雪の中に歸るさおくる山の端の月

實房

文治六年女御入内御屏風和歌

今日も交野のみ野に打出てゝ鳥立も見えず狩くらしつゝ

藤原隆信

同

けふ何日ひなみに御狩々くらし交野の小野を歩き歸るらん

藤原定家

同

急き立つ日なみの御狩雪ふかし交野のみ野の冬のあけほの

入道皇太后宮太夫

同

又もなほ人に見せはや御狩するかた野の原の雪のあしたを

百首

やとからんかた野のみ野の狩衣ひもゆふへれの櫓のした陰

後鳥羽院

堀川百首

御狩すと櫓の眞柴を踏みしたき交くの里に今日も暮らしつ

源師頼

堀川百首

やかたをの鷹手にすゑて朝たては交野の原に雉子啼くなり

藤原基俊

堀川百首

御狩するかた野の原に雪ふれはあはする鷹の鈴立きこゆる

源師時

堀川百首

とや歸るた馴の鷹を手にするて雉子啼くなる交野へそ行く

永縁

堀川百首

みかり人近くなりゆく鈴の音を交野の雉子いかゝ聽くらん

紀伊

明月香井集

昔より日嗣の御狩たえせぬは打出るをりもかななりけり

藤原雅經

玉吟

雉子たつ交野の冬のみ行かひ今日もいくよか合せくらしつ

藤原家隆

龜山殿七百首

夕くれは淀のかは風身にしめてかた野のみ野をかへる狩人

爲朝

永久百首

常陸

永久百首

あふ事の交野の雉子妻戀にうへほうくとたちる啼くなり

藤原仲實

最勝四天王院章子和歌

御狩する交野の御野を今朝みれば一つ松根に雉子啼くなり

後鳥羽院

やとかさん人もかた野の笹の葉に深山もさやと霞ふるなり

慈圓

同

散る雪に冬も交野のさくら狩花ならなくに濡れくそ行く

通光

同

あられ降る音を淋しき御狩する交野のみ野の櫓の葉かしは

俊成女

同

かはらしな霞ふりにし狩ころもかた野の原の冬かれの色

藤原有家

同

狩りくれぬ交野のみ野の櫓の葉にあられほとふる村雨の空

藤原定家

同

風をいたみ交野のとちしたはれて忍ふ枯葉に霞ふるなり

藤原家隆

同

立ちかへりみきはの宿やかり衣かた野の霞そてに降るなり

源貞親

同

夕つく日とたちも見えぬ山の端の暮るゝ交野に霞ふるなり

同

かり暮らし今はとたちも交野なるふみなら柴の雪のした折

藤原雅經

南部百首

一條兼良

交野々のみゆき跡ある君か代に逢ふや嬉しきやかたをの跡
海士の囀

足立弘訓

自撰歌

またも來ん交野のみ野の小鷹狩よと川瀬の月も見かてら

本居宣長

桂園一枝拾遺

踏み分けし御狩の跡もさなからに残るかた野の去年の白雪

香川景樹

桂園一枝拾遺

櫻ちる交野の御野に啼ききす去年の吹雪や思ひ出つらん

香川景樹

青葉

かたのゆく人そぬれたる冬枯の葛葉わたりや打しくらん

荷田春滿

六帖詠草

狩ころもゆふ風の吹き立て、歸るかた野の袖を寒けき

小澤蘆庵

謠曲籠祇王

明日もこん交野の眞柴葉せよ飽かす暮れぬる今日のみ狩は

春の霞と立ち出て、都の月の夜深きに、淀の渡りに立ち出つる、雪散りにし花の山風の、宇野の蘆の露分けて、
旅衣、禁野の雪をたとりゆく、交野の御野の櫻狩、雨は降り來ぬ同じくは、ぬるとも陰に宿らん、

謠曲隱岐院

あら磯波の曉の聲、雉おもひでや堅野のみかりかりくらし、女歸る水無瀬の山のはの月云々、

謠曲住吉詣

拂はぬ露の芥川、猪名の笹原分け行けば、薄霧まがふ其方より、ほの晁元そむる村紅葉、これや交野にかくれて、
春見て花のそれならん、

供御赤江と氷野淵

南郷村

今の南郷村大字赤井及氷野は、共に舊茨田郡八箇庄の内の赤江と稱したりしが、萬延元年氷野を分離して赤江を赤井に改めたり。今も里人はアカキと呼びずしてアカエと稱す。赤江は平安朝の初期は供御領にあてられしが、天長八年五月、河内國供御堤外赤江、堤内赤江一處を停止せられたり。堤外赤江は今の赤井にして、堤内赤江は今の氷野にあらざるか。野野の西北に大字御領あり。これも供御領たりしものなるべし。

大字氷野の北方村里に接して瀨水池あり。里俗氷野の淵又は白淵といふ。東西壹町半、南北約四十間あり。古來傳へて、大和川河流の跡なりといふ、大和川の自然の流れは國分の下より石川を入れ、金剛山麓に沿ひて北に流れ來りしものにして、今日の北河内の低地に於て、北方山城川（淀川）の水と相通じたるものなれば、此池はその當時河道に相當するものゝ如く、果して然るとせば、氷野淵は大和川の残せる一種の河跡湖と見ざるべからず。尙姓氏錄河内國神別に、永連石上朝臣同祖、饒速日命十世孫伊己灯宿禰之後也、とある永連の地にあらざるか、此地は饒速日命の據りし生駒にも遠からず、考ふべし。

勿入の淵

南郷村大字諸福

諸福の西方、古堤街道の北方にあり。今呼んでナイスケの淵といふ。内助と書く。蓋しナイリツがナイジョに轉記し、これに内助ナイヂョの文字をあて、更にナイスケと讀みて今日の如くなれり。此附近は河内平野中にも最も低卑なる所なるに、大和川の流砂堆積して瀦水を堰塞し、深野瀧池と共に擴大し來り、(史上に見ゆる河内の瀦水は大和川の河道堰塞に因するもの大部分なり)こゝに勿入淵の水をたゞへたりしが、大和川改修と共に、次第に田圃となり、今は面積五百坪に満たざる蓮池に、漸く昔日の名残を止むるのみ。
枕草紙に

淵にないりその淵誰にいかなる人の教へならん、
とあるよりて、淵の存在はその古きことを知る。

千首

爲

尹

つれなくば身を沈めんとかこつ夜の

そなたの月よないりその淵

貝原益軒(諸州めぐり)に

内助が淵は大池なり、ふかう池の西南にあり、ふかう池とは別なり、方八町ばかり有、蓮多く魚多し、三ヶより漁人行つ採る、又其邊にも漁屋少あり、

とあり。此記事は内助淵末年の狀をしるせるものなり、その東方に千町淵ありしが、今は水田となりて千分チブツの名を存するのみ。

茨田池

友呂岐村大字平池

大字平池字早子の東端、河北高等女學校裏門に通ずる路傍に約五坪の小池あり、今も里人茨田の池といふ。日本書紀

皇極天皇二年の條に、

七月茨田池水大歟、小虫覆水、其口黒而身白、八月戊申朔壬戌、茨田池水變如藍汁、死虫覆水、溝瀆之流亦凝結、厚三四寸大小魚歟如夏爛死、由是不中喫焉、同九月、是月茨田池水漸變成白色、亦無臭氣、冬十月是月茨田池水還清、

とある茨田池の遺址なるやは頗る疑はし。現今此池の所在地は、舊寢屋川の舊河道にして、現今の寢屋川は、安全橋より西流して、大字平池の北方を迂回して流るれども、舊河道は、京阪運動場の南より南流して、早子に向ひしものなり。今いふ茨田池は、此曲流部に存し、自ら四圍の水田よりは、一段高き畑地に存するを以て、これを以て古の茨田の池とは解し難し。或は大字平池の東北清水といふ地點あり。平池の飲用水を供する地の附近を以て茨田池に擬する人もあれど、にはかに定め難し。古の茨田池は現今の平池及池田に互れる廣汎なる瀦水を稱せるものにして、決して小區域にあらざるなるべし。前記の如く寢屋川河道(舊)は、上流より砂礫を搬出して茨田堤東側の水を堰塞し、こゝに自ら瀦水をなしたるものゝ如し、後年、河道變遷により、其址の確的に知られざるは遺憾なり。

夫木

美

作

濁なき清水の池は影すみて見るに涼しき鏡なりけり

尙今稱する茨田池の淵に並べる多くの石刻地藏は、近年附近(即ち舊河道)にて穿井の際發掘せしものなり。

大阪府史蹟名勝天然記念物

第三冊

中河内郡
北河内郡

終

昭和三年十月十五日印刷
昭和三年十月二十日發行

大阪府學務部

大阪市北區茶屋町四十一番地
小山成交社印刷所

印刷者 小山壽夫

電話北三二四五番

14.5

233

終